雜纂

伊藤滿所の二書翰

幸田成友

歐洲留學中、伊東滿所から教皇に捧げたラテン文の消息二通を、ヴチカン文書館の所藏文書 Hispania 38の四八四丁及び四八五丁に見出したので、フオトスタートに採つて歸りました。今度濱田教授の御紹介により、文學士泉井久之助氏が右全文を飜譯せられ、又同僚商學士上原專祿氏が原文と譯文とを仔細に對讀せられた結果として、こゝに出來得る限り完全の譯文を得た次第です。深く感謝の意を表したく存じます。

この手紙が原本であるか、當時の寫本であるか、原本とすれば滿所の自作か自筆か、色々問題があります。それについて上原氏の說は左の通です。

『ヴチカン文書館所藏のマンチウス書簡が原本であるか寫本であるかは、斷言出來ませんが、多分原本であらうかと存ぜられます。四八四葉右下隅にのぞいてゐる他葉の文字と、書簡の文字とを比較しますと、大變に相違があること、用紙に折目がある事等、右の感じをいだかせます。但し此の折方が十六・七世紀歐羅巴各地間の書狀の折方と多少相違してゐるやうに思はれるのは、私の折方に關する知識が足りないせいか、或は遠路送達の書簡については特別の折方が用ひられ、別に封筒を用ひたせいであらうかと存じます。

萬一これが原本でないにしても、その當時の寫本であ

らうといふことは、字體（eの字tの字hの字等に特色がはつきり出てゐます）並に略字法によつて明瞭です。

これが原本であるとして、マンチウス自ら編し、又書いたものであるか否か、といふ疑問に關しては、起草執筆共に、マンチウス以外のものが行つたのではないかと、私は考へたう御座います。マンチウスが數ヶ年彼地に滯在し、大に勉強したとしても、かくの如き名文をかくの如き規則に叶つた書體で書き得るものか否か、私には斷言できません。それのみならず署名「イトー・マンシウス」の兩側並に下方に現れてゐる記號の如きものは、P.p. と讀めるやうに思はれます。もしP.p. と讀めるとすれば、之は "per procura" 又は "per procurationem" の略字であらう。さうすれば「代理によつて」「代理を以て」の意味になりますから、愈々私の推測を强めるものになります。

自分はこの二通を見た時、一も二もなく原物と考へ、折目のことなどは一向念頭に入れなかつたのですが、ゴアから出した手紙には本文に一五八七年十二月一日といふ日付がありながら、マカオから出した分には日付がない。凡そ手紙に日付が無いといふことはあるべき筈でないから、之は最初包紙なり狀袋なりがあつて、それに日付があつた所、その包紙又は狀袋は文書整理の際失はれてしまつたものと認むべきであらう。果してマカオ發の分に包紙又は狀袋があつたとすれば、同じやうにゴア發の分にも包紙又は狀袋があつたに相違ない。包紙又は狀袋があつて、さうして手紙に折目があれば、原物たることは疑ひ無いと考へる。尙文書の頭部にある十の如き記號は何か、文書一見の記號では無からうか。もしさうだとすれば、複寫の文書に一見の記號を加へるのは理に合はない。愈々これは原本であらう。

濱田・泉井・上原三氏の御盡力により、本文書は飜譯せられ公表せられるに至つた。自分がフォトスタートを持歸つたことは之によつて充分報いられた始末で、繰返して三兄に御禮を申上げます。（昭和六年二月）

* * * *

一ゝ 一五八七年十二月ゴア發羅馬教皇藏書翰

至聖最慈のパドレ猊下

リジュボアの港を出帆仕り候ひてより、凡そ十三ケ月と半の間、常に洋上にありて大にして重き困難と相闘ひ、遂に今、全能の御神の御心のまゝに、導かれて全東印度の首都ゴアの府に無事を以て恙なく到着仕り候ひぬ。固よりこれ偶然の業には候はず、一に神慮の然らしむるところにかゝるは我等の堅く信ずるところに御座候、我ら今この體驗を經て、ゼススの會のパドレの方々偏に基督の御名を以て我等に祝福を垂れ給はんが爲に、如何ばかりの不自由を忍び、如何程の困難を冒し、如何にまた樣々の苦難に身を曝しつゝかの長き航海を竟へエウローパの地をあとに遠く日本に渡り給ひ、またかくも多くの海とかくも多くの陸とを遍歴せられ候事かを悟り、感謝の念更に切なるを覺ゆるのみに御座候。然ればこの度我等が、わが至聖の猊下よ、猊下のみ許に向ひて試みたりし我等が企は、獨り我等がためのみに止らず、廣く日本の一般も亦これによりて利すべきところまことに尠少には候はず、――實に神と我等が救世主ゼスス基督がパドレ巡察使をして思ひをこゝに致さしめ給ひしは、一に我等が歸朝の後、聖都ローマの雄大壯麗にして典雅なる、或は切支丹諸王諸侯の威望の大いなる、さてはかくも長き航海の間、會のパドレの忍び凌がるゝ諸々の困苦の筆舌に盡し難き（かゝる一切の事どもはたとへこれを聽くとも、從來我等日本人には一箇荒誕の言、更には一編傳母が噺として映じたるにすぎざるものに御座候）、これら一切を今や生ける證人、現前の證人として更に所謂「一見」の證人として嘗に我國の人々をして承引せしむるのみならず、我等が誓を嘉したまふ神の御力の下に進んでこれを說き伏せんことをも得んが爲に候ひき。さて我等或は長途の海路のかの困難に、或は海上風波のこの煩ひに、倦み且つ疲れて僅にゴアの港に入港仕り候ところ、副王エドゥアルド閣下はたゞいと切に我等を迎へ、その到らざるなき歡待と結構その比なき贈とをもて懇に我等が勞をこそ犒らひ給ひ候ひしか。我等目下當地に罷り在り、幸に神の御加護の下に來る八十八年四月日本に至るべき

最初の船便を待ち居る次第に御座候。茲に此の度、我等が歸朝のかの航海をして更に樂しからしめ、更に旺ならしむる運びと相成申候は、餘の儀には候はず、實にこの度我等がローマの旅を最初に立案し、そを我等に勸め給ひしのみならず、さきには自ら日本より印度に到るまで我等と行を共にし給へる當區の巡察使ゼスス會のパドレ・アレッサンドロ・ワリニャーニ師が今般再び同じき會の修道士十六人を相具して我等を祖國に送り屆けんとの準備を進められつゝある事に御座候。まことに師が再び日本を訪れ給はん事は、今般新に歸朝すべき我等が、曾て日本に於ては聞きも及ばざりし多くの事ども——例へば至聖の貌下よ、貌下の尊嚴の如何に犯すべからざる、聖廳の如何に崇嚴なる、聖地來往の如何に頻繁なる「レリクキア」〔聖寶〕の如何に有難き、或は切支丹王侯の生活の如何に豪奢なる、聖堂その他の建物の豪狀雄大なる、王國都府の富强なる、——これら我等の親しく眼もて見及びたりし事どもを語る我等が物語と相俟ちて、やがては豐かにも豐かなる實を結びて、必ずや日本より、最慈の

貌下よ、神と神の御名代として地上に臨み給ふ貌下の御許にこれを捧げまつらん日のあるべきを固く期待するものに御座候。我らの受けたる家信も亦、偏に右の期待を固からしむるものに外ならず、我等國を出でし後は種々の內亂戰爭事繁く罷り出で候へ共、まことに神の御心の計り給ひ候ところにや諸事すべて敎徒がためには殊によろしき都合もて喜ばしく相運び申候由、而も敎徒の數は獨り豐後の國に止まらず、有馬王の統治に屬し先年回復致され候所領の國々に於いても、著しく增大しつゝ有之候由に御座候。本年ポルトガルより一船當ゴアに入港仕り、八十六年九月三日付の御親書、まことに至聖の貌下よ、余有難く之を拜受仕り候ひぬ。我等悲しくこれを迎へ奉り頭に戴き、さて殊に心を鎭めて拜讀仕り、了つて至聖の貌下よ、貌下の御健勝にまします事をたゞ切に全能の御神に感謝し奉らざるを得ざりし候所以のものは、最慈の貌下よ、貌下が尊貴の身を以て敢て親しく恩寵と名譽に滿ち滿てる御書を余に裁し給ひて、我等のリジュボア到着、並びに切支丹諸侯より我等に齎らされたる

歡待と贈物に關して我等を祝福せられ候のみならず、なほ且つ我らの恙なく故國に到り著かん事を我等がために身親しく御神、我らが主ゼスス基督の御父に祈り給ふを拜するが故に外ならず。余に取りまことに光榮あるこの御親書は、未だ日本の如何なる家門も藏する能はざる。また我等の祖先も未だ曾て得て及ばざりし最も高き榮譽と、最大にして特殊の恩寵との最も雄辯なる徵證として、永遠に保存仕るべき所存に御座候。此の事に關しまた餘の事どもの、ひとへに猊下に負へるものにつき我等謹んで感謝の意を致し度く、東西遠く相隔ると雖も、たゞ篤き敬度の心と深き謙讓の念とをもて、如何にもして御足に至福の口づけなし奉るを許し給へ、——至福の猊下よ、我等がこの度の長途の旅路において、切支丹の諸侯より已に授けられ、以後また特に授けらるべきあらゆる名譽あらゆる好意は、あらゆる善の湧き出づる泉の如く、一にこれ猊下に出づるところに外ならずと、我等たゞ猊下の福祉と清祥とを常に至大至善の神に禱り奉るものに御座候。ゴアに於いて、世の救はれて以來一五八七年十二月一日。

猊下の御足に恭々しく接吻し奉る

伊東滿所

〔代理を以て〕

二　瑪港發羅馬教皇宛マンシヨ書翰（年次不明）

至慈の猊下

先般東印度のメトロポリス臥亞に到着仕り候際、彼地より書を猊下に捧げて、イスパニア王の親任し給ふ印度副王の我等を待ち給ふ事誠に懇なる旨謹みて奏上仕候へ共、まことにひとりこの事に止まらず、他の一切の恩寵すべて猊下を源泉として流れ出づるものなること實に一點の疑あるべかちず、我等こゝに再度三度たゞ奉謝の意を致すのみに御座候。扨て今年八十八年四月、航海中の品々をも充分相整へ、會の巡察使父並に同じき會の士十六人と共に愈々ゴアの港を解纜仕候處、洋上にあること三月の餘にも及び、時に淺瀨に乘り上げ暗礁に觸れて、危く船の傷かんとしたる事もまことに有之、冒せる危險も

一再に止まらざる次第に御座候ひしかども、神の御心の我等を助け給ふにや、幸に恙なく船貨も共にまた全きを得て此の支那の港、瑪港に入港仕り候處、図らざりき、悲しみてもなほ餘ある家信のこゝに我等を遊へんとは。——日本より我等に至れる右の書信の傳へ候は、吾が君にあたる豐後王フランシスコ〔大友宗麟〕、同僚ミゲルの伯父大村侯バルトロメオ〔大村純忠〕の兩人殆んど時を同じうしてみかりにし候由のみならず（更に深く我らが心を傷ましむるは）我等國を出で候ひし後、信長薨去のあとを襲ひて當今日本全國に支配の杵を取れる關白、基督の御名に烈しき惡しみを含み奉り、一切の切支丹殊に會のバドレに大いなる憤を發して、重立ちたる切支丹大名には基督の御名を離れ奉らん事を相勸め、肯はざるに於いては所領を召上げ、バドレ並にイルマンには死罪を揭げて相率ゐて日本を退去すべきを申渡し、すべての教堂屋舍は殆んど沒收若しくは破壞せられ候のみならず、なほ彼等は種々の迫害を加へしめ、全國主要の都市にまはせる布告に於いて基督の法は日本のイドラ〔偶像——佛像——佛教〕と宣しからず、その他の日本の諸種の律法にも相悖り習俗に逆ふものあるを以て彼等を國外に放逐すべき旨を公にせる由に御座候。この二つの知らせ、何れとして我らが腸を斷たざるなきは誠に理の當然には候へ、しかも他面この二箇の悲に、少からざる慰めを齎すものまた無之きには御座無く候し。——我が主豐後王また大村侯、並びにその生を終らせらる誠に敬度純潔にして、短かくして憐れむべき此の世を福祉ゆたかなる永遠の生に易へ給ひし事何人の眼にも疑あらざりし事、これその一なり、彼等の子息達の事無くその所領を保持するを得て些の障碍あるなく、當今殆んど日本の全國が殆きを極めたる骰子の下にあり、領主は無慘なる死罪を得、或は追放に處せられて遠く相隔れる諸侯の許に預けられつゝある際においては、右の事たるまことに至善至高の神の大いなる恩寵と云はざるべからざる事、これその第二に御座候。これら二人の子息は何れも正嗣にして、相續の法によりて諸事すべて彼等が有たるべきものに有之候へば、神の惠により我等無事歸朝仕候曉は、貌下より賜はると

ころの御親書その他の賜物は一切を擧げて右の二人に相寄せ申すべき所存に御座候。なほまた悲しき我らが心に少からざる喜の影を相投げ申候は、かのフランシスコ王の息にして王國の嗣子たるもの、父のみまかるに先立ち、多くの重臣と共に相率ゐて彼等が名を基督に捧げ奉りし事にして、事は宗門に志篤き父王の深く望みて日夜彼等にいと切に說き勸めしところ、定めていたく彼が最後を慰め得たりし事と察せられ候外に、或は伊東の家筋にあたる余が從兄弟のものバプテスマを受けて後、先年その逐はれし日向の國の大半を回復仕候事、更にまた我等がミゲルの從兄弟にあたる有馬の王ブロタジオ、曾て薩摩の王の下に屬せし諸々の城邑を回復して遙か以前にまされる威を振ひ給へる事共に御座候。これら何れも一として我等が喜ならざるはなき事には候へ共、他方日本の暴君關白の投ぜる波瀾に就きては會のバドレの方々何れも心を一にして飽くまでも日本に留まり、托せられたる羊の群のために自らの血を流すことをも敢て辭せざる旨申合せなされ候には、おのづから我等の心意も亦極めて固く、敎徒においても基督の榮光の爲に寧ろ死を希ふの願却つて切にして、この奸惡の世にして會のバドレを信じ志を運ぶこと猶慈父に對するが如きもの有之、然ればこの嵐の間より日輪の再び和かに輝き出でん日も遠かる間敷、基督の御名の從前よりも更に廣く更に遠く傳へられ候はん事露疑あるべくも候はず、また先般バドレに加へられ候外物破壞の迫害の如きは、我等一たび至仁にして庇護を垂れ給ふ事渥き貌下を親しく拜し奉りし上は何ら我等をして動搖せしむるに足るものには候はず。されば我等この上はとにもかくにもたゞ祖國に歸りて人々に見且つ聞き及びにし事どもの明證を齎し、及ぶ限りの力を以てローマのエケレシアより蒙れる恩寵に對し奉りて我等が心肝に銘ぜる感謝の誠を示し奉らん願のみ切にして、歸朝の上は能ふ限り速に貌下に對し奉り、日本の動靜に關して至福の使者を送り奉るべき事を期しつゝ我等貌下の御足に恭々しくくちづけし奉る。

貌下の御足に惶れ謹みて吻づけし奉る

伊東滿所

〔代理を以て〕

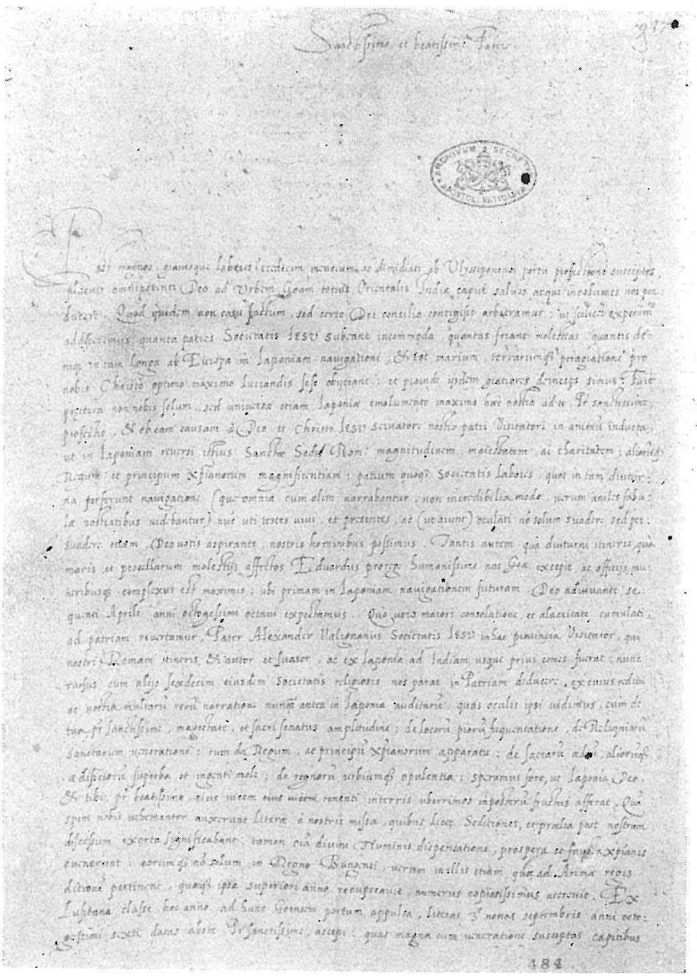

（1）一五八七年十二月ゴア發羅馬　皇藏　翰（表）

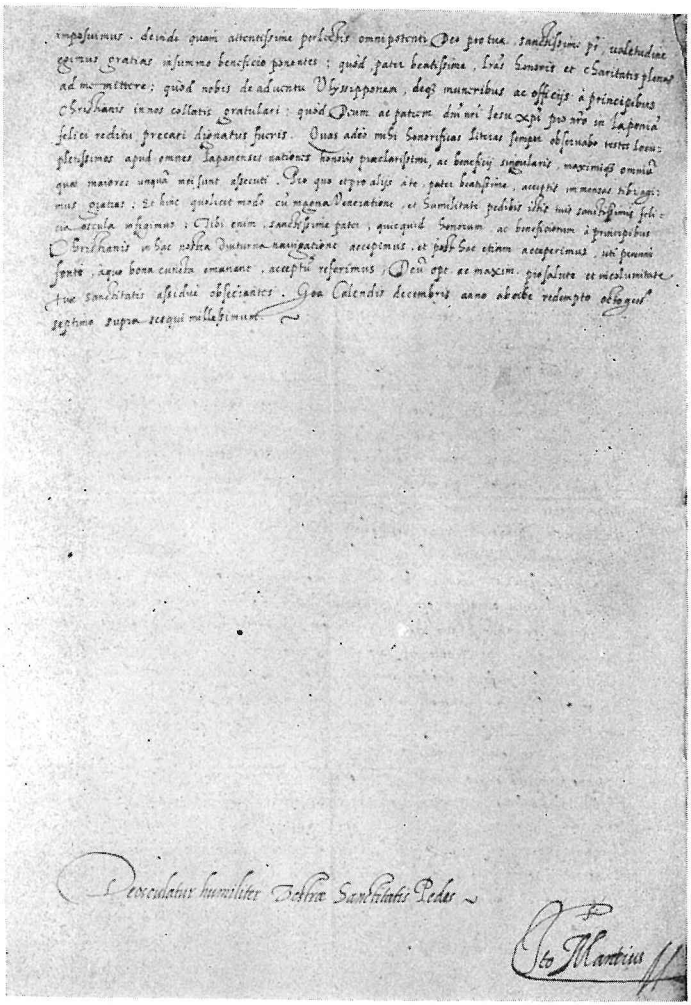

（2） 一五八七年ゴア發羅馬教皇藏書翰 裏）

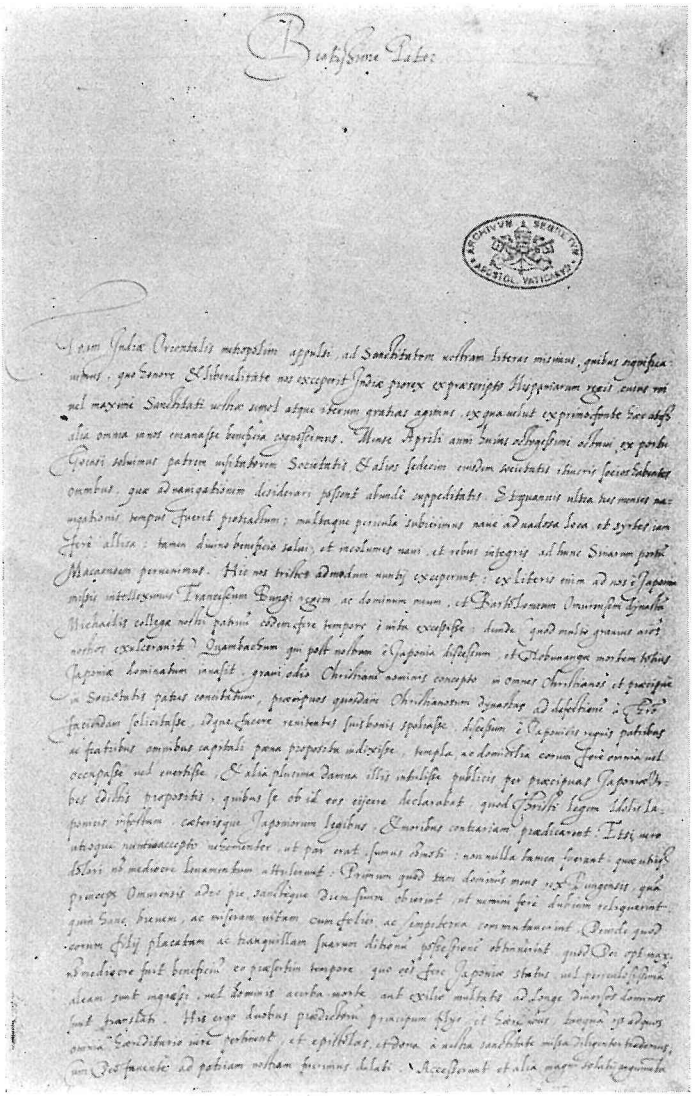

(3) 瑪港發羅馬教皇宛マンショ書翰(表)

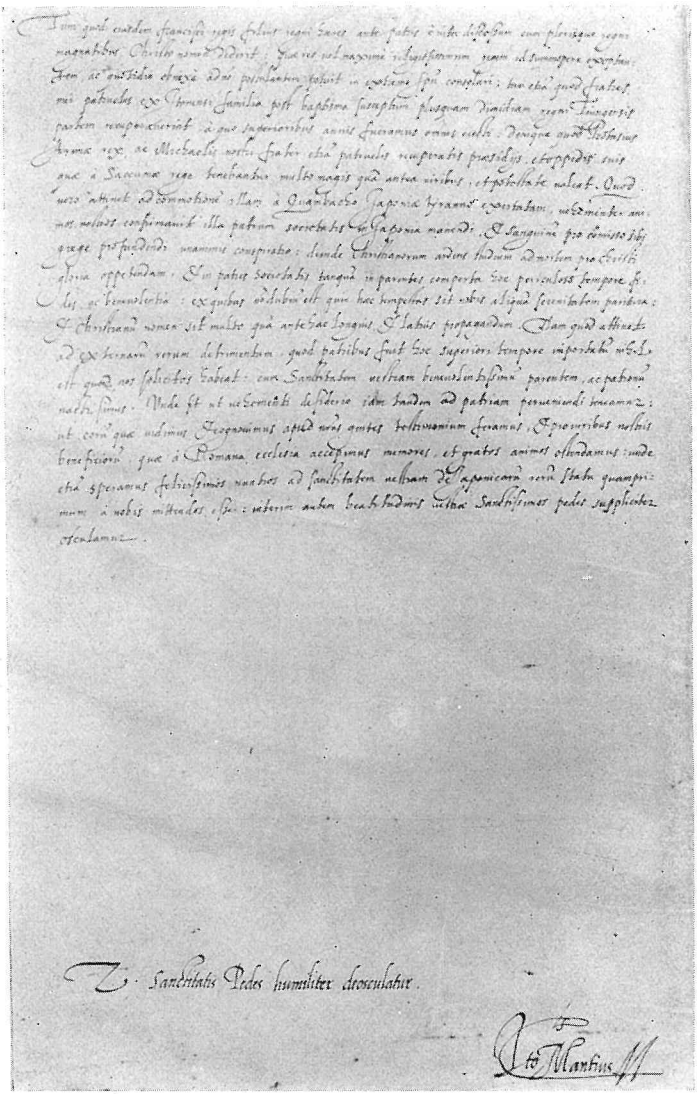

（4） 瑪港發羅馬教皇宛マンショ書翰（裏）